

# 令和5年度第22回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年3月21日（木）10時30分～11時50分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：織田委員長、木下委員、鈴木委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員14名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)事務局長から、本日の付議案件が協議事項10件である旨発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

総務審査課から、地方公務員法等の改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が導入され、令和6年度から役職定年者が生じることに鑑み、新たな職を規定するため、人事委員会規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項2 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正について

総務審査課及び給与課から、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴う「子育て部分休暇」の新設、結婚休暇の取得可能期間の拡大及び生理休暇の名称変更について任命権者から改正要請があったことから、人事委員会規則及び関係運用通知の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項3 組織機構改正に伴う人事委員会規則等の一部改正について

総務審査課及び給与課から、令和6年4月1日付けの組織機構改正による職の新設、廃止、名称変更等に伴い、任命権者から、人事委員会規則等の改正についての通知及び要請があったことを受け、人事委員会規則等の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、北海道職員倫理規則（北海道規則）の一部改正に係る関係条例の規定に基づく意見

照会について、北海道行政組織規則の改正に伴い、部長級の職を整理しようとするものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項4 在宅勤務等手当に関する規則の制定等について

給与課から、令和6年第1回定例会において、在宅勤務等手当を新設する関係条例が議決されたことに伴い、人事委員会規則で定めるとしていた事項等について定めるよう任命権者から要請があったことを受け、人事委員会規則の制定等を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項5 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について

給与課から、令和6年第1回定例会において、北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、山上等作業手当が新設されたことに伴い、人事委員会規則で定めるとしていた事項について定めるよう知事から要請があったことを受け、人事委員会規則の一部改正等を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項6 建築主事に対する給料の調整額の適用について

給与課から、本庁及び各（総合）振興局に勤務する建築主事に対して、給料の調整額を措置するよう、知事から要請があったことを受け、人事委員会規則の一部改正等を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項7 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験合格決定基準等の一部改正について

任用課から、令和6年度（2024年度）北海道行政職員等採用試験の実施に伴い、合格者の決定基準等について一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項8 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について

任用課から、公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例に基づき、新規の団体への派遣及び派遣の廃止を行うため、知事から公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の改正について要請があったことを受け、人事委員会規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項9 職員の定年等に関する規則の一部改正について

任用課から、知事から北海道職員等の定年等に関する条例第9条第3項に規定する「特定管理監督職群」へ職を追加するよう、また、北海道警察から同条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職へ職を追加するよう、職員の定年等に関する規則の改正について要請があったことを受け、人事委員会規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、

原案のとおり決定した。

- ・協議事項10 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正について  
任用課から、知事及び北海道警察から職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の改正について要請があったことを受け、人事委員会規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。